

《主な基準改正点について》

令和 7 年 11 月 1 日から基準を見直します

「案内図板規制地域における広告募集の表示可能面積について」

【旧基準】案内図板規制地域における広告募集の意匠は 1 m²以下とすること。1 m²を超える場合は、意匠の 40% 以上を案内表示とすること。

【新基準】案内図板規制地域における広告募集の意匠は板面の 60%以内とすること。60%を超える場合は、意匠の 40%以上を案内表示とすること。
ただし、相互間距離規制地域において、広告募集の看板を新規に掲出することは不可とする。
詳細は「大津市屋外広告物Q & A」Q11 を参照ください。

「管理用広告物となるものの基準について」

【旧基準】管理用広告物に表示される企業名や店名等の管理用の内容以外の意匠は、文末に署名的であれば管理用広告物として認め、適用除外とする。

【新基準】管理用広告物に表示される企業名や店名等の管理用の内容以外の意匠が板面の 20%以内であれば、管理用広告物として認め、適用除外とする。
詳細は「大津市屋外広告物Q & A」Q18 を参照ください。

「同一ポールに自家用と管理用 2 種類の広告物が掲出されているものの取扱いについて」

【旧基準】野立広告物において、同一ポールに自家用広告物と管理用広告物の 2 種類の広告物が表示されている場合、同一広告物とみなし両方とも許可申請が必要です。

【新基準】野立広告物において、同一ポールに自家用広告物と管理用広告物の 2 種類の広告物が表示されている場合、管理用広告物については許可申請が不要です。
詳細は「大津市屋外広告物Q & A」Q19 を参照ください。

※裏面にも記載があります。

「表面に宣伝内容、裏面に管理内容の意匠が表示されているものの取扱いについて」

【旧基準】 野立広告物の表面が宣伝内容、裏面が管理内容である場合、同一の広告物とみなし両面とも許可申請が必要です。

【新基準】 野立広告物の表面が宣伝内容、裏面が管理内容である場合、表面のみ許可申請が必要です。
詳細は「大津市屋外広告物Q & A」Q20 を参照してください。

「同一壁面の取扱いについて」

【旧基準】 建築物の主壁面と段差のある壁面との奥行きが1m以内であれば、同一壁面とする。

【新基準】 建築物の主壁面と段差のある壁面の正対する方向から見て、両壁面に一体性があれば同一壁面とする。
詳細は「大津市屋外広告物Q & A」Q48 を参照してください。



詳しくは都市計画課まで
お問い合わせください

【お問い合わせ先】

大津市都市計画部都市計画課

TEL：077-528-2956

メール：otsu1303@city.otsu.lg.jp